

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	エヌケーケー株式会社 (法人番号: 2040001061515) 代表者 飯田忠光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町南中1593 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町南中1593
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第23条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月20日及び平成30年7月26日他、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任義務違反(道路運送法第23条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	大功自動車興業株式会社（法人番号：5040001044285） 代表者 飯田功
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県富里市七栄649-20 （本社営業所） 千葉県成田市寺台242-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第23条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月20日及び平成30年7月26日他、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任義務違反(道路運送法第23条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社NICE TRAVELING SERVICE (法人番号: 9050002016923) 代表者 門井康博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県下妻市大字渋井186 (本社営業所) 茨城県下妻市大字渋井186
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月18日及び平成30年8月7日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社丸藤交通 (法人番号: 5050001008082) 代表者 藤枝純
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市南小泉681 (本社営業所) 茨城県笠間市南小泉681
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月12日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社橘観光バス (法人番号: 7050002018847) 代表者 野仲重光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県坂東市逆井2826-50 (本社営業所) 茨城県坂東市逆井2826-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月10日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	晃麓観光有限公司 (法人番号：6060002016090) 代表者 大島洲美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市鬼怒川温泉大原969 (本社営業所) 栃木県日光市鬼怒川温泉大原969-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 330日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月3日及び平成30年7月19日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(12)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(13)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点 当該事業者の累積点数 33点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社秋商観光バス (法人番号: 8060002030370) 代表者 秋山泰重
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県下野市下坪山528 (本社営業所) 栃木県下野市上坪山639-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 200日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月12日及び平成30年7月20日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(5) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 36点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)